（特定飼料等の種類）

第十二条　法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

（削る）

二～十一　（略）

別表第一（第十四条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

別表第二（第十五条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法	基準
（略）	（略）	（略）

（特定飼料等の種類）

第十二条　法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　亜鉛バシトラシン

三～十二　（略）

別表第一（第十四条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

別表第二（第十五条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法	基準
（略）	（略）	（略）